

# 社会人として 働き始めてからの労働法

## 目次

### はじめに

### 第1章 このテキストの特色と使い方

### 第2章 基本シートを用いたテーマ別の進め方 —テーマ別のモデル講義案—

テーマ① 給与明細から労働条件について考える

テーマ② 労働契約の締結と就業規則

テーマ③ 様々な働き方

テーマ④ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

テーマ⑤ 労働時間

テーマ⑥ ハラスメント

テーマ⑦ 会社を辞める時のルール

テーマ⑧ 困った時の相談先

深掘り解説シート集（テーマ①～⑧に関連して、話題を拡げるときに使用できる素材です）

# はじめに

日本で働く人の90%近く(約5,900万人)は、雇用されて働いています。ということは、ほとんどの人は、職に就くときには労働契約を締結しており、労働時間規制や最低賃金など労働法が定める様々なルールのもとで働いているのです。逆に、会社を起業して経営者になった方も、従業員を雇う場合には労働法を守らなければなりません。

しかし、残念ながら、雇われて働く方(労働者)が労働法のルールを必ずしも十分に理解しておらず、働く上で何らかのトラブルに巻き込まれてしまう状況もあります(平成27年度厚生労働省調査)。このような状況無くすためにも、労働者の方、また労働者を雇用する経営者の方の双方が、労働法や制度について理解し、守ることが必要です。

厚生労働省では、平成22年に「知って役立つ労働法～働くときに必要な基礎知識」を作成するなど、わかりやすさを最優先にした労働法のハンドブックの作成に取り組んできました。

また、学校教育段階から労働法を学ぶ機会が増えるよう、高等学校等で使えるモデル授業案を収録した「『はたらく』へのトビラ～ワークルール20のモデル授業案」(平成28年度)、大学等の教職員の方が授業やオリエンテーション等で指導する際の手引きとなる「『働くこと』と『労働法』～大学・短大・高専・専門学校生等に教えるための手引き～」(平成29年度)を作成しました。

一方で、労働法のルールは、社会や働き方の変化に対応して改正されていくことから、社会人の方も、自らの知識をアップデートさせていくことが重要です。そのためには、学校だけではなく、国、地方公共団体、NPO法人、労働組合など様々な主体が、社会人を対象に労働法教育(セミナー)に取り組むことが期待されています。

本資料は、このような社会人対象の労働法教育(セミナー)を企画しようとする方にお役立ていただけるよう、実際に社会に出てから直面する可能性のある場面を想定して、8つの学習テーマを設定しています。

受講者が労働法の様なルールについて学び、適切に知識を身につけ、労使ともどもトラブルを未然に防止できるよう、労働法教育の一助として本資料をご活用いただければ幸いです。